

中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会とは

- 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を関連制度の適切な活用を促すとともに、地方公共団体等における用地取得業務に関して、助言、指導その他の支援を行うことにより、円滑な公共用地の取得等の促進に寄与することを目的として、平成31年2月に設立されました。

■ 開催概要

日 時：平成31年4月24日（水） 14:15～15:45

場 所：名古屋芸術創造センター ホール
(名古屋市東区葵一丁目3番27号)

主催者：中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会

参加者：約560名

内 容：「中部地区所有者不明土地等に関する連携協議会」の設立記念として、所有者不明土地問題の現状、所有者不明土地法の解説、民事基本法制の再検討や今後の展望について、慶應義塾大学大学院法務研究科の松尾弘教授より、ご講演をいただきました。



(ご講演いただいた松尾教授)



(講演会の様子)